

再商品化義務のある事業者は？

容リ法の対象となる容器包装を作ったり、利用している業者を“特定事業者”といいます。

特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

特定事業者には3種類あります。



特定容器製造等事業者
(容器・包材メーカー)

ガラス・PETボトル・紙・プラスチック製の容器(特定容器)を作る、又は輸入しています。



特定容器利用事業者
(食品メーカー等)

特定容器に詰めた商品を作る、又は輸入しています。



特定包装利用事業者
(小売業者等)

販売する商品に紙やプラスチックなどの特定包装を使っています。

小規模事業者は適用除外になります。

常時従業員数と年間売上高の条件を両方とも満たす場合にかぎって、適用除外事業者になります。

適用除外の条件

主な業種	常時従業員数	年間売上高
製造業など	20人以下	2億4,000万円以下
商業・サービス業	5人以下	7,000万円以下

こんな場合は・・

製造業と卸売業を兼ねているような場合は、会社全体の従業員数と売上高で判断します。

製造事業部門	16人	1億7,000万円
卸売業務部門	7人	6,000万円
合計	23人	2億3,000万円

製造業と卸売業を兼ねる左記の会社では、従業員数と売上高からみて、主な業種は製造業になります。年間売上高の合計は2億3,000万円ですが、従業員の合計が23人なので適用事業者になります。

